

大東市立大東中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1. いじめの定義

「『いじめ』とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）」

2. いじめ問題への対応方針

上記の定義に基づき、本校では「いじめは、どこの学校でも、どの生徒にも起こりうる最も身近な人権侵害事象である」と捉え、「いじめは起こる」という前提に立って、「大東市立大東中学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止に取り組んでいく。

3. いじめ防止等の取り組み

(1) 未然防止、早期発見のための取り組みについて

いじめはどの生徒にも起こりうるという前提に立ち、すべての生徒を対象にした、いじめの未然防止と早期発見のため次のような取り組みを行なう。

- ①生徒が互いを尊重し、支え合う「集団づくり」を推進する。
- ②授業が生徒にとってわかりやすく主体的に学ぶことができるよう「学び合う授業づくり」を推進する。
- ③年3回（1、2、3学期）いじめに関するアンケートを実施する。2学期には全ての生徒を対象に教育相談を行う。
- ④いじめに関する学校の相談窓口の設置や、外部の相談機関の紹介などについて生徒・保護者に周知する。
- ⑤道徳、特別活動、生徒総会、集会等の中で、いじめについて発信し、生徒に考えさせる。
- ⑥いじめの未然防止、早期発見、いじめ対応について教職員が共通理解を持ち、また生徒理解、生徒指導、集団づくりなどについて教職員研修会を行う。
- ⑦毎朝の学年打ち合わせや生徒指導担当者会、学年会、職員会議等で生徒の状況について交流し、常に情報を共有する。

(2) いじめ事案への対処について

- ①いじめが疑われる事案を発見・確認した場合は、直ちに管理職に報告し、担任・学年が状況を把握した後、注意・指導を行う。（レベルⅠ）
- ②事案がより重い場合、教育委員会に状況を報告するとともに、いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的な対応を行う中で正確な事実確認と適切な指導・改善を進め、事案の解決を図る。（レベルⅡ）
- ③被害生徒及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第

一に取り組む。生徒の立場に立って丁寧に対応するために、組織的な対応で臨み、生徒との信頼関係のある教員による対処や、また、スクールカウンセラーの活用等も積極的に行う。また被害生徒保護者との連携を密にし、事案解決を図る。

- ④加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせるために、事実関係の聴取により正確な情報を把握した後、保護者に協力を求めながら、加害生徒にいじめ行為を自覚させ、十分反省するよう指導する。
- ⑤いじめが起きた集団に対しては、被害生徒及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさないために、集団づくりの指導を行う。
- ⑥さらにいじめが重い事案の場合、教育委員会に状況を報告するとともに、いじめ防止対策委員会の主導で警察や関係機関に応援を求め、校内において指導を行う。(レベルⅢ)
- ⑦ネット上の不適切な書き込み等については、市教育委員会や警察等との連携の下、被害の拡大を避けるため、まずプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。加害生徒が特定できる場合は上記の対応を行う。また、加害生徒が特定できない場合も、十分に被害生徒及び保護者等に配慮しつつ、被害が拡大しないよう通信・集会等で働きかける。
- ⑧いじめが犯罪行為として取り扱われるべき重篤なものと認められるときは、市教育委員会や警察署とも連携し、教育委員会の主導で学校規則に則り出席停止措置を行い、校外での指導を行う。(レベルⅣ) また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求め、警察・福祉機関等外部機関に対応の主体を移す。(レベルⅤ)
- ⑨いじめが原因となる長期欠席は重大事案と位置づけ、上記対応を行う。

(3) 年間計画

	1 学年	2 学年	3 学年	学校全体
1 学期	相談窓口周知 教育相談 「いじめチェックシート」配付 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 アンケート①実施 ・分析 学期末懇談	相談窓口周知 教育相談 「いじめチェックシート」配付 家庭訪問（希望制） ・家庭での様子の把握 アンケート①実施 ・分析 学期末懇談	相談窓口周知 教育相談 「いじめチェックシート」配付 家庭訪問（希望制） ・家庭での様子の把握 アンケート①実施 ・分析 学期末懇談	第 1 回いじめ防止対策委員会 ・年間計画の確認 校内研修会① ・学校いじめ防止基本方針の確認、生徒理解 市第 1 回いじめ対応担当教員連絡会への参加 アンケート結果の集約と対応 社会性測定用尺度の実施・分析

夏 季 休 業				校内研修会② ・生徒理解、いじめ対応など 第2回いじめ防止対策委員会 ・進捗状況確認
2 学 期	アンケート②実施 ・分析・教育相談 学期末懇談	アンケート②実施 ・分析・教育相談 学期末懇談	アンケート②実施 ・分析・教育相談 学期末懇談	市第2回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 アンケート結果の集約と対応
3 学 期	アンケート③実施 ・分析 学年末懇談 次年度への引き継ぎ	アンケート③実施 ・分析 学年末懇談 次年度への引き継ぎ	アンケート③実施 ・分析 学年末懇談 高校等への引き継ぎ	市第3回いじめ対応担当教員 連絡会への参加 アンケート結果の集約・分析 社会性測定用尺度の実施・ 分析 第3回いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針等 の見直し

4. いじめ防止のための組織

①名 称

A：いじめ防止対策委員会

構成員 管理職・生徒指導主事・児童生徒支援加配・いじめ担当教員・各学年主任・
養護教諭・スクールカウンセラー（必要に応じて当該学級担任、不登校指導
員）

B：生徒指導担当者会

構成員 生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭

②役 割

A：いじめ防止対策委員会

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、アンケートの分析、進捗状況の確認、必要に応じ
基本方針の見直し
- ・校内研修会の企画運営（生徒指導部会との連携）
- ・関係機関との連携
- ・校内でのいじめに関する「相談窓口」の周知や、生徒・保護者が相談できる関係諸
機関の周知

B：生徒活動部会

- ・いじめの未然防止のための取り組み
- ・いじめの対応

- ・いじめに関する校内での「相談窓口」の周知や、生徒・保護者が相談できる関係諸機関の周知
- ・関係諸機関との連携

5. 方針の見直し

いじめ防止対策委員会において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

平成29年4月改訂

平成30年4月改訂

令和5年4月改訂

令和6年4月改訂